

富山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成27年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号ア中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（自然保護課）

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第7号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

第13条第1項第15号中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人委・企画・任用課）

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

富山県人事委員会

委員 長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第8号

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「及び第13号から第16号まで」を「、第13号から第16号まで、第18号及び第19号」に改め、同項第15号中「次項第3号ア」を「第19号ア」に改め、同項第16号の次に次の3号を加える。

- (17) 生後1年に達しない子の育児をする会計年度任用職員が、その子の育児のために必要と認められる授乳等を行う場合（男性の会計年度任用職員にあつては、人事委員会が定める場合を除く。） 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (18) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会の定める時間の範囲内の期間
- (19) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第1号及び第2号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会の定める世話を行う会計

年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会の定める時間の範囲内の期間

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会の定めるもの

- (20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第9条第2項各号列記以外の部分中「第2号から第5号まで」を「第1号及び第2号」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同項中第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号を削り、同項第9号を同項第5号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（人委・企画・任用課）

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第9号

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第14条を削る。

第13条第1項各号列記以外の部分中「条例第31条」を「条例第24条」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 職員の職務の級が遡つて変更された場合において、当該職員が既に行つた旅行について旅費の増減を行うことが適当でない認められるときには、その変更に伴う旅費の額の増減は、これを行わないこと。
- (2) 旅行者が、当該旅行者又はその親族若しくは知人の住居等に宿泊する場合には、宿泊料を支給しないこと。
- (3) 旅行者が公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため第20条で定める宿泊手当の定額を支給することが適当でない場合には、当該額の一部又は全部を支給しないこと。
- (4) 県の経費以外の経費から旅費が支給された旅行にあつては、正規の旅費額のうち県の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、支給しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特別の事由により調整を必要とする場合は、任命権者は、人事委員会の承認を得て調整を行うことができる。

第13条を第24条とし、同条の次に次の4条を加える。

(通勤手当との調整)

第25条 旅行者が給与条例第10条の6に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に

係る旅費は支給しないものとする。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第26条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第27条 移動中における年度の経過又は職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(市町村教育委員会に係る手続等)

第28条 条例及びこの規則に基づく市町村教育委員会に係る手続等は、電子情報処理組織（市町村教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）及び電磁的記録を使用して行うことができる。

第12条第1項中「条例第30条」を「条例第22条」に、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条を第23条とする。

第8条の2から第11条までを削る。

第8条の見出し中「期間」を「に係る期間」に改め、同条第1項中「条例第13条第2項」を「条例第8条第2項」に、「旅行の」を「旅行を」に、「5日間」を「2週間」に改め、同条第2項中「条例第13条第3項」を「条例第8条第3項」に、「5日間」を「2週間」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の10条を加える。

(旅費の概算払の精算を行わなかつた場合等において差引きを行う給与の種類)

第13条 条例第8条第4項及び第26条第2項に規定する給与の種類は、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号。以下「特勤条例」という。）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（特勤条例第47条の規定による手当を含む。）、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、へき地手当（特勤条例第50条の規定による手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又はこれらに相当する給与とする。

(電磁的方法)

第14条 条例第8条第5項に規定する人事委員会規則で定めるものは、任命権者が定める方法とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第15条 条例第6条第2項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの
(船賃に係る船舶)

第16条 条例第6条第3項の人事委員会規則で定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第17条 条例第6条第4項の人事委員会規則で定めるものは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(定額によるその他の交通費が支給される旅行等)

第18条 条例第13条第4号の人事委員会規則で定める私有車は、点検整備、任意保険等任命権者が人事委員会と協議して定める基準に基づいて登録を受けた車に限るものとする。ただし、任命権者が当該基準をそのまま適用することが適当でないとする場合は、当該基準に拠らないことができる。

2 条例第13条第4号の人事委員会規則で定める旅行は、前項に規定する私有車により旅行を行う必要があると任命権者が特に認めた旅行とする。

3 前項に規定する旅行に係るその他の交通費は、実際の路程により全路程を通算して計算する。ただし、第27条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費基準額等)

第19条 条例第14条の人事委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費省令」という。）別表第二に規定する職務の級が十級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例による。

2 条例第14条ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 国際会議又は全国会議等に出席するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職にある者の旅行に同行する者が、同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来たす場合

(2) 国際会議又は全国会議等において、外国政府等又は会議主催者等により宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合

(宿泊手当の定額等)

第20条 条例第16条の人事委員会規則で定める1夜当たりの定額は、旅費省令別表第三に規定する国家公務員の宿泊手当の例による。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、旅費省令別表第三に規定する国家公務員の宿泊手当の例によるものとする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第21条 条例第17条の人事委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とし、旅行命令権者が当該各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた当該各号の規定により算定した額の合計額とする。

(1) 業として貨物の運送を行う者（以下「運送業者」という。）が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときを限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額（ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該見積額（この項の規定により現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、第1号の規定により算定した額と合計するときはこの限りでない。））を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第22条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、任命権者が指定する宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第7条の見出し中「の様式等」を「等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「条例第13条第1項」を「条例第8条第1項」に、「及び様式は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる」を「又は記録事項は、別表第1のとおりとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「条例第13条第1項」を「条例第8条第1項」に、「必要な添付書類は、別表第1に掲げる書類とする」を「添付する資料の種類、記載事項又は記録事項は、別表第2のとおりとする」に改め、同項の次に次の3項を加え、同条を第11条とする。

- 3 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第1中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、第1項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、支出担当者等が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、請求することができる。
- 4 旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 5 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第6条を第10条とする。

第1条の2から第5条までを削る。

第1条の次に次の8条を加える。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(新規採用職員の赴任旅費)

第3条 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 医師又は歯科医師の職にある職員
- (2) その他人事委員会の承認を得た職員

(条例第2条第9号の人事委員会規則で定める者等)

第4条 条例第2条第9号の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第9号の人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(条例第3条第2項第7号の人事委員会規則で定める外国旅行)

第5条 条例第3条第2項第7号の人事委員会規則で定める外国旅行は、次に掲げる場合における外国旅行とする。

- (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間にさらに赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合
- (3) 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（前2号に規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合
（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第6条 条例第3条第6項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
 - (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、第19条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
- 2 条例第3条第6項の人事委員会規則で定めるものは、条例第24条第3項の規定に基づき人事委員会に協議して定める旅費の額を支給する場合を除き、次に掲げる種目の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（条例第13条第4号に掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。） 条例第10条第1項各号、条例第11条第1項各号、条例第12条第1項各号及び条例第13条各号（第4号を除く。）に規定するそれぞれの費用について、当該各規定及び条例第7条の規定により計算した額、現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額のうちいずれか少ない額を合計した額
 - (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除

く。) 、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費 条例第7条並びに条例第14条、条例第15条、条例第17条、条例第18条及び条例第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

- (3) 前2号に掲げる金額以外のもの 手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第7条 条例第3条第7項の人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情
(2) 前条第1項第2号に該当し、職員の家族が旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第7項の人事委員会規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額
(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
(旅行命令等の通知)

第8条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに次条第1項で定める事項を支出担当者等に通知しなければならない。

(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第9条 条例第4条第4項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 旅行命令簿 発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間、所属、

住所又は居所、職名、氏名、旅費の請求者、概算払及び精算払に係る支給額並びに備考

(2) 旅行依頼簿 発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間、所属団体又は所属、住所又は居所、役職名、氏名、旅費の請求者、概算払及び精算払に係る支給額並びに備考

2 前項各号の備考には、命令等の変更をする場合に、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録するものとする。

3 旅行命令権者が、旅行命令等を発し、又はその変更をするに当たり、条例第4条第4項及び前2項の規定による旅行命令簿又は旅行依頼簿の作成により難しいときは、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定める方法によることができる。

4 前3項の規定による旅行命令簿等の記載事項又は記録事項により難しい場合は、任命権者が人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

1 2の項から5の項までの左欄に掲げる場合以外の場合	<p>(1) 請求者の所属又は所属団体、職名又は役職及び氏名</p> <p>(2) 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目、その金額及びその算出根拠</p> <p>(3) 請求年月日</p> <p>(4) 概算額、精算額、追給額及び返納額並びにこれらの算出根拠（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）</p>
2 条例第3条1項の規定による赴任に係る旅費を請求する場合（転居費、着後滞在費、家族移転費又はこれに相当するものが	<p>(1) 請求者の所属又は所属団体、職名又は役職及び氏名</p> <p>(2) 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目、その金額及びその算出根拠</p>

含まれる旅費を請求する場合を含む。)	(3) 請求年月日 (4) 概算額、精算額、追給額及び返納額並びにこれらの算出根拠
3 条例第20条又は第21条第1項及び第2項に規定する旅費を請求する場合	(1) 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属、職名及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） (2) 請求者の所属、職名及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） (3) 請求額 (4) 種目並びにその金額及びその算出根拠 (5) 請求年月日
4 条例第3条第6項に規定する旅費を請求する場合	(1) 請求者の所属、職名及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） (2) 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） (3) 請求者の所属団体、役職及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） (4) 請求額 (5) 種目並びにその金額及びその算出根拠 (6) 損失事由 (7) 請求年月日
5 条例第3条第7項に規定する旅費を請求する場合	(1) 請求者の所属又は所属団体、職名又は役職及び氏名 (2) 請求額

	(3) 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額並びにそれらの算出根拠
	(4) 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目並びにその金額及びその算出根拠
	(5) 喪失事由
	(6) 請求年月日

備 考

- 1 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 2 出張又は赴任に係る旅費の概算払を受けた者が精算をする場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 3 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

旅費請求書に必要な添付書類

1 鉄道賃	条例第10条第1項第1号に	運賃の等級及び額を証明するに足る資料（支出担当者等が必要と認める場合に限る。）
	掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	
	その支払を証明するに足る資料（支出担当者等が必要と認める場合に限る。）	
	条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（急行料金、座席指定料金及び特

		別車両料金にあつては、支出担当者等が必要と認める場合に限る。)
2 船賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料（支出担当者等が必要と認める場合に限る。）
		その支払を証明するに足る資料（支出担当者等が必要と認める場合に限る。）
	条例第11条第1項第2号から第5号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（特別船室料金にあつては、支出担当者等が必要と認める場合に限る。）
3 航空賃	条例第12条第1項第1号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
		その支払を証明するに足る資料
	条例第12条第1項第2号及び第3号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
4 その他の交通費		その支払を証明するに足る資料（支出担当者等が必要と認める場合に限る。）
5 宿泊費		その支払を証明するに足る資料
		富山県職員等の旅費に関する規則（以下「規則」という。）第19条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第14条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）

6 包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料
	その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
7 転居費	その支払を証明するに足る資料
	転居を証明する資料
	同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。）
	条例第19条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
8 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料
	規則第19条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
9 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料
	移転を証明する資料
	同居する家族であることを証明する資料
	規則第19条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
10 渡航雑費	その支払を証明するに足る資料
11 条例第20条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1の項から10の項までに掲げる資料
	退職等の事由を証明する資料

	<p>所定の期間内に帰住又は退職等に 伴う旅行をしたことを証明するに 足る資料</p>
	<p>旅行中に退職等となつたことを証 明する資料</p>
<p>12 条例第21条第1項及び第2項に規定する 旅費</p>	<p>請求する種目に相当するものに 応じた1の項から10の項までに掲げ る資料</p>
	<p>職員、配偶者又は子の死亡及びそ の死亡地を証明する資料</p>
	<p>帰住を証明する資料（遺族が帰住 した場合に限る。）</p>
	<p>遺族であることを証明する資料 （請求者が遺族である場合に 限る。）</p>
<p>13 規則第6条に規定する旅費</p>	<p>損失となる金額又は支出を要する 金額を証明するに足る資料</p>
	<p>旅行命令等の変更、条例第3条第 1項、第2項、第4項及び第5項 の規定により旅費の支給を受ける ことができる者の死亡又は規則第 6条第1項各号に掲げる場合に該 当することを証明する資料</p>
	<p>同居する家族であることを証明す る資料（転居費のうち家族の転居 に要する費用又は家族移転費に相 当するものを含む場合に限る。）</p>
<p>14 規則第7条に規定する旅費</p>	<p>天災又は規則第7条第1項各号に</p>

	掲げる事情により旅費を喪失したことを証明するに足る資料
	喪失額を証明するに足る資料
15 条例第25条第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1の項から10の項までに掲げる資料
	条例第25条第1項の規定に該当することを証明するに足る資料

備 考

1 6の項のその移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料は、1の項から4の項までに掲げる資料をもつてこれに代えることができる。

別表第3中「別表第3（第12条関係）」を「別表第3（第23条関係）」に改める。

別表第4中「別表第4（第12条関係）」を「別表第4（第23条関係）」に改める。

別表第5を削る。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の富山県職員等の旅費に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次項から第4項までに定めるものを除き、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新規則第3条から第28条までの規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に命ぜられた赴任に伴う旅行であって施行日前に出発したもののうち施行日前の期間に対

	<p>の理由によりやむを得ない場合にあつては、3メートル以上)のものの舗装事業。ただし、国若しくは県の補助金又は資金以外の地方債を財源として行う事業を除く。</p> <p>(1) 国道又は県道と連絡するもの</p> <p>(2) 集落(戸数25戸以上)間を連絡するもの</p> <p>(3) 学校、保健所等の公共施設に通ずるもの</p>	<p>に規定する普通地方長期資金をいう。以下同じ。)の貸付利率に相当する率</p>	<p>範囲内で知事が定める額</p>
	<p>2 駐車場設置事業</p> <p>駐車場(観光施設整備に係るもの及び有料のものを除く。)で面積500平方メートル以上のもの及び自転車置場の設置事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>生活環境 施設整備 事業</p>	<p>1 コミュニティ施設整備事業</p> <p>地区住民のコミュニティ活動の推進に必要と認められる施設の整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p> <p>(上限:年3.0パーセント)</p> <p>〔普通地方長期資金の貸付利率が年3.0パーセントを上回る場合は、3.0パーセント。以下同じ。〕</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>

2 住民団体コミュニティ施設整備事業 自治会、町内会等の住民団体がコミュニティ施設の整備を行うために必要な資金の貸付事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)	事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額
3 消防防災施設整備事業 (1) 防火水槽、火災報知器その他消防施設の整備事業 (2) 河川、水路、ため池等に係る水難事故を防止するためのガードレールその他の施設の整備事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率	事業費に係る一般財源所要額の 100分の90を超えない範囲内で知事が定める額
4 環境衛生施設整備事業 生活排水路、給水人口が 100人以下の飲料水供給施設、20戸未満の農業集落を対象とする農業集落排水処理施設その他の地域の住民の生活環境の改善のための施設の整備事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)	事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額
5 魅力ある地域環境整備事業 (1) まちづくり総合支援事業として行われる次に掲げる事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率	事業費に係る一般財源所要

<p>ア 優れた景観整備事業 イ 福祉のまちづくり事業 ウ 雪に強く、雪に親しむ施設整備事業 エ 地域活性化事業</p> <p>(2) まちづくり推進協議会等の地区住民団体が都市景観整備、町並保存のための施設の整備を行うために必要な資金の貸付事業（以下この項において「まちづくり資金貸付事業」という。）</p> <p>(3) 前2号以外の事業として行われる魅力ある地域環境整備事業</p>	<p>(上限：年 3.0パーセント)</p> <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p> <p>〔まちづくり資金貸付事業にあつては、事業費に係る一般財源所要額を限度とする。〕</p>
<p>6 公共施設改修事業 窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替え、空調設備の整備などの既存の公共施設の改修事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>7 ふるさと活性化施設整備事業 中山間地域等を活性化させるための次の事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要</p>

<p>(1) 特産品振興施設整備事業 展示施設、試食即売施設、レストハウス、加工・研究施設等の施設の整備事業</p> <p>(2) 製作・創作体験施設整備事業 和紙、木工品及び陶磁器の製作並びに民謡・民芸の体験施設、イベント広場等の施設の整備事業</p> <p>(3) 文化的施設保存活用事業 後世に継承すべき文化的施設を保存活用する事業</p> <p>(4) 寺、合掌家屋、分校等の廃屋有効利用事業 都市と山村との交流施設、文化活動施設、レクリエーション施設等として廃屋を有効利用する事業</p>	<p>(上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>額の 100 分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>8 花と緑の環境整備及び森林レクリエーション関連施設整備事業</p> <p>(1) 街路、学校、公園、運動広場等における植栽、花壇造成などの公共施設の緑化事業</p> <p>(2) 県立・県定公園整備事業 知事が指定する県立・県定公園整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の 100 分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>9 企業立地助成事業 富山県企業立地助成金交付要綱別表に掲げる工場周辺環境整備事業又は立地基盤整備事業で富山県企業立地助成事業助成金の交付決定を受けた施設の整備事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の 100 分の75を超えない</p>

			範囲内で 知事が定 める額
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	1 社会教育施設整備事業のうち、次に掲げる施設で市町村の中核的機能を持つものの整備事業 (1) 科学・文化施設整備事業 科学・文化の振興のための科学教育センター、郷土資料館等の施設の整備事業 (2) 健康・スポーツ施設整備事業 健康増進及びスポーツの振興のためのトレーニングセンター、テニスコート、運動広場等の施設の整備事業 (3) 国際交流設備整備事業 国際交流の促進のための同時通訳設備等の設備の整備事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年 3.0パーセント)	事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額
	2 その他の社会教育施設の整備事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率	事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額
観 光 施 設 整 備 事 業	観光資源の活用に必要な駐車場、休憩所その他の施設の整備事業	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率	事業費に係る一般財源所要額の 100

			分の75を 超えない 範囲内で 知事が定 める額
広 域 施 設 整 備 事 業	複数の市町村（一部事務組合を含む。）が協働して実施する事業のうち、一定以上の広域的な利用が図られる施設又は設備の整備事業。ただし、道路の整備に関する事業を除く。	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 （上限：年 3.0パーセント）	事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を 超えない 範囲内で 知事が定 める額
辺 地 山 村 等 公 共 施 設 整 備 事 業	辺地山村等公共施設整備事業のうち、次に掲げる事業 (1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号。以下この項において「辺地法」という。）第2条第2項に掲げる公共的施設及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この項において「過疎法」という。）第12条第1項に掲げる施設の整備事業で地域住民の生活条件の向上のため必要と認められるもののうち、辺地法第2条第1項に規定する地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する地域及びこれらの地域に準ずる地域並びに過疎	貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 （上限：年 3.0パーセント）	事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額

	<p>法第2条第1項に規定する地域（以下この項において「辺地山村等の地域」という。）において行われる事業。ただし、道路にあつては、道路法第3条第4号に規定する市町村道に限る。</p> <p>(2) 広域施設整備事業の対象となる事業のうち、辺地山村等の地域を包括する市町村が単独又は共同で行う事業及びこれらの市町村で組織する一部事務組合又は広域連合が行う事業。ただし、辺地山村等の地域において行うものに限る。</p> <p>(3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域で行われる同法第3条第1項に規定する半島振興計画の整備計画に定める施設の整備事業</p>		
<p>その他特に知事が必要と認める事業</p>	<p>1 学校大規模改修事業 窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替え、アスベスト撤去工事、空調設備の整備などの小・中学校の大規模改修事業</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>
	<p>2 社会福祉施設・児童福祉施設整備事業 次に掲げる事業（知事が指定するまちづくり総合支援事業として行われる高齢者、身障者のための施設整備事業を除く。） (1) 高齢者、身障者のための安全かつ快適</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率 (上限：年3.0パーセント)</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を</p>

<p>なまちづくり事業として行われる公共的建築物、道路、緑地等の施設整備事業 (2) 児童福祉向上のための施設整備事業</p>		<p>超えない範囲内で知事が定める額</p>
<p>3 緊急性が高く財政措置の必要がある次に掲げる事業のうち知事が特に認める事業 (1) 一般廃棄物処理施設整備事業で広域的かつ緊急性の高い事業 (2) 県の総合計画及び重要施策等の推進に資すると認められる次に掲げる事業 ア 県の主要なイベントと連携して行われる事業 イ 定住・半定住のための施設整備事業 ウ 駅周辺整備事業（鉄道事業者が負担すべき部分を除く。） エ 世界で最も美しい富山湾関連自転車道等整備事業 (3) 国及び県の財政措置が変更される事業 (4) 合併重点支援地域に指定された市町村又は合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村をいう。）が実施する新しいまちづくり事業</p>	<p>無 利 子</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100分の90（（2）については、事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額ただし、1事業当たり5億円を超えないものとする。</p>
<p>4 防災拠点施設耐震性強化事業 市町村の防災拠点となる庁舎（消防庁舎を含む。）のうち、耐震調査の結果耐震化工事が必要と判定された施設について実施</p>	<p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率（上限：年3.0パーセ</p>	<p>事業費に係る一般財源所要額の100</p>

	する耐震性強化事業	ント)	分の90を 超えない 範囲内で 知事が定 める額
5	その他特に知事が必要と認める事業	年 3.0パーセント 〔意欲的かつユニーク な事業と認められる ものにあつては、 貸付決定の日にお ける普通地方長期 資金の貸付利率に 相当する率〕	事業費に 係る一般 財源所要 額を超え ない範囲 内で知事 が定める 額

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の富山県市町村振興基金貸付要綱の規定により貸付けの決定を受けた資金の貸付けの対象となる事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

(ワンチームとやま推進室)

富山県告示第117号

土地改良区の定款変更の認可について

福岡町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年3月13日認可した。

令和8年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第118号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 高岡環状線	高岡市長慶寺 990番1 から 高岡市長慶寺1000番3 地先まで	令和8年3月24日	高岡土木 センター

富山県選挙管理委員会告示第29号

不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による院長等が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定事項の変更があったので告示する。

令和8年3月23日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の 種類	施設の名称		施設の所在地
病院	旧	佐々木病院	富山市大町1
	新	メンタルケアホスピタル みらい	富山市大町3-4

令和6年2月16日付け第5194号富山県告示第65号「道路の供用開始について」5ページ表中

誤

高岡市波岡 310番3から

高岡市波岡 303番4まで

正

高岡市波岡 310番1から

高岡市波岡 303番1まで

令和7年1月29日付け第5331号富山県告示第34号「道路の供用開始について」5ページ表中

誤

高岡市波岡 303番4から

高岡市長慶寺 990番5まで

正

高岡市波岡 303番1から

高岡市長慶寺 990番1まで